○上尾伊奈資源循環組合職員の分限に関する条例施行規則

令和５年４月１２日規則第３０号

上尾伊奈資源循環組合職員の分限に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、上尾伊奈資源循環組合職員の分限に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第２８号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（休職の期間の通算）

第２条　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条第２項第１号に掲げる理由に該当して休職にされた職員が、当該休職に係る復職の日から１年以内に同号に掲げる理由に該当して再度の休職にされたとき（当該休職の原因である心身の故障の内容が明らかに異なるときを除く。）は、当該再度の休職による休職の期間は、復職前の休職の期間に通算する。

２　前項の場合において、当該休職に係る復職の日から１年以内に上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１２号）第１３条第１項に規定する病気休暇を取得したときにおける前項の規定の適用については、同項中「１年以内」とあるのは「１年に当該休職に係る復職の日以後に取得した上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１２号）第１３条第１項に規定する病気休暇（当該病気休暇の原因である心身の故障の内容が明らかに異なる場合を除く。）の期間の日数を加えた期間以内」とする。

３　第１項の場合において、通算の対象となった休職の期間に既に通算した休職の期間があるときは、当該既に通算した休職の期間を含めて通算するものとする。

４　第１項の規定により通算される場合における休職の期間は、それぞれ暦に従って計算する。この場合において、１月に満たない期間が２以上あるときは、これらの期間を合算し、３０日をもって１月とする。

（その他）

第３条　この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。